



開業顛末記



中部病理診断科 仲間 健

われわれ病理医の永年の願いであった病理診断科の標榜が2008年4月に実現することになりました。これには情報公開を求める社会的な潮流もありますが、何と云っても日本医師会を初めとする関係各位のご協力や病理学会関係者のご尽力があったものと感謝しています。

さて、私は2007年の暮れに勤務先を辞し、開業の準備に取りかかりました。しかし、病理診断科の標榜は前例がなく、開業に当たって、いったいどのような手続きが必要なのか、皆目見当がつかせませんでした。そこで、情報を得るために、地域の保健所を訪れました。開業して10日以内に保健所に開設届けを提出すること、さらに保険診療を行うには社会保険事務所にも届けでて、保険医療機関の指定を受けることが必要であることを教わりました。

2008年の4月までは時間に余裕があり、診療所用として数年前に購入し、私が個人事務所として使用していた建物の改装や補修を行い、また、無知に近かった保険診療の仕組みや、診療報酬の請求方法などについてインターネット等で情報を得ました。

2008年4月1日、保健所に開設届けを提出する日が来ました。私は当然受理してもらえるものと思っていましたが、窓口で言われたことは期待に反し、「本庁からまだ通達が届いていないので受理できない」「通達が何時来るのか分からない」との言葉でした。私は病理診断科の開設が法的に認可されていることを厚労省に電話で確認し、県庁の医務課にもそのように伝え、受理してもらえるよう手配しました。

保健所に再度足を運び、4月4日付けで、開設届けを受理してもらうことができました。4

月7日、社会保険事務所を訪ね、今度は保険医療機関の指定を受けるべく、保健所でもらった書類を提出しました。ここでは「病理とは何をするとところか」といった基本的なことなどを質問され、さらに紛失した保険医証の再発行の手続きを行いました。社会保険事務所も病理診断科の開設は前例がなく、対応に苦慮しているように思われました。数週間後、社会保険事務所の職員が監査のため来訪し、案内板が設置されていないことを指摘しました。案内板の設置には3週間程時間を要しました。しばらくして社会保険事務所の職員が再度来訪し、案内板の設置を確認しました。当初は病理診断科に対する理解が不足しているように思いましたが、今回は「病院の病理が外に出た形が病理診断科なのですね」等と発言され、かなり勉強したことが窺われました。2008年6月1日付けで、保険医療機関の指定を受けることができました。

病理診断科の標榜に伴い、2008年度の診療報酬医科点数表では、第3部の検査の項に属していた病理学的検査は、新設された第13部、病理診断の項へ移動しています。これまで、臨床検査技師法の規制下にある衛生検査所の仕事であった病理学的検査は、これからは一般診療科と同様、医療法や医師法の規制下に入ることになります。病理検査報告書の名称も順次病理診断書に代わっていくことでしょう。同時にわれわれ病理医の診断責任もこれまで以上に問われることになると思われまます。

還暦からの出発で、しかもメタボ気味のわたしですが、どこまでできるか分かりませんが、これからは地域の病理開業医として、地域の病理診断に関わって参りたいと考えております。